

厚生労働省発基安 0 4 2 4 第 4 号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙「粉じん障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 4 月 2 4 日

厚生労働大臣 田村 憲久



(別紙)

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令案要綱

第一 粉じん障害防止規則の一部改正

事業者は、屋外において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業に労働者を従事させる場合にあつては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十六年七月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。